

2009年12月22日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

[住 所] 〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9-6F
[団 体 名] 神奈川県社会保障推進協議会
[代表者名] 代表委員 水谷 正人
[連絡先] 電話番号 045 - 201 - 3900

後期高齢者医療制度の廃止を求めつつ、当面次期保険料の引上げを行なわないこと、保険料滞納を理由とした短期保険証、資格証明書の発行を行なわないこと等を求める要請書

【要請趣旨】

後期高齢者医療制度について、厚生労働省は11月30日に高齢者医療制度改革会議(座長・岩村正彦氏)を発足させ、新たな高齢者医療制度のあり方について検討を開始しました。検討にあたっての基本的な考え方に示された、「年齢で区分するという問題を解消する」、「市町村国保などの負担増に十分配慮する」「高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする」などは、この間私たちも指摘してきたこの制度の根本的な問題点でもあります。

同時に現行制度の来年度の保険料検討が各広域連合で行なわれている状況の中で、厚生労働省の試算では全国平均で10.3%の保険料引上げが必要と示されています。これは高齢者人口増加と高齢者の医療費増加が保険料に反映して際限のない保険料引上げになる、との私たちの指摘と懸念を裏付けるものです。厚生労働省もこうした事態の中で、次期保険料設定についての留意事項の指示を出さざるを得ない事態となっています。

一方保険料滞納世帯への短期証明書交付が全国で始まっており、後期高齢者の保険診療を制限する事態が進み始めています。人権問題にもなりかねないこうした異常事態は絶対に回避されなければならないと考えます。

今年4月には第4期介護保険料の引上げが行なわれ、基準月額で4千円を超える県下市町村は12市町に及んでおり(同制度発足時の平均月額2,798円に比して136.7%増)、高齢者を医療介護から遠ざけるこのような状況を打開するためにあらためて以下の要請を行います。

【要請事項】

- 1、後期高齢者の保険料負担は限界にきており、全国でも保険料滞納者が増加しています。これ以上の保険料引上げは行なわないでください。
- 2、09年度の後期高齢者医療制度保険財政の見通し(推計)を明らかにし2010年度保険料検討状況の現時点での到達点を明らかにしてください。
- 3、2010年度の保険料改定で、保険料の引き上げを行なわないために、どのような検討が行なわれているか明らかにしてください。
- 4、これまで再三保険料引下げのために、県及び市町村の財政補填を要請してきました。今回厚生労働省もそうした取り組みを行なうことを指示されています。10年度以降保険料検討に際してこうした財政補填の考えがあるかどうかを教えてください。
- 5、前項で財政補填を要請するお考えの場合、その範囲(県及び市町村)と補填の範囲を明らか

にしてください。補填を要請する考えが無い場合はその理由を教えてください。

- 6、後期高齢者の保険料滞納による短期保険証交付が大きな問題になっています。この問題で下記の点について教えてください。
 - 1) 神奈川県広域連合の保険料滞納者の状況について教えてください。
 - 2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合は、これまで資格証発行は行なわない、とされてきました。私たちもこの方向は堅持していただきと考えています。保険料滞納者に対する考え方は変わらず続けるお考えでしょうか。
 - 3) 短期保険証も診療制限には変わりなく、資格証明書発行の一つの手続きという側面があります。短期保険証についても発行しない方向を堅持していただきたい。
 - 4) 保険料滞納者の実態把握(所得状況、家族構成等)を急ぎ進め、必要な対策(保険料減免等)をとる必要があると考えますが、この点での広域連合としての対応策をお聞かせください。
- 7、健康審査の受診率向上に向け、受診対象の拡大や予算の確保など、対策を講じてください。
- 8、後期高齢者医療制度廃止の方向で「高齢者医療制度改革会議」をスタートさせましたが、数年間現行制度が続けば高齢者に対する被害は継続します。国に対する以下の要望を強めてください。
 - 1) 国の制度として低所得者に対する保険料免除、実行ある保険料減免制度を創設すること。
 - 2) 保険料引上げの上に窓口一部負担の重さは受診をためらわせ、重大な疾病悪化を招きかねません。窓口負担の無料化を実現すること。
 - 3) 70歳から74歳までの医療費負担は2割とされています(凍結)が、法律を1割負担に改めること。
 - 4) 後期高齢者医療制度に対する国庫補助を増額し、被保険者及び市町村ならびに現役の負担軽減を図ること。